

- 労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年総理府・労働省令第一号）  
 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>別紙様式（法第6条第1項）            （日本産業規格A4）            資産査定等報告書            [ 年3月末現在]            年 月 日</p> <p>内閣総理大臣 殿            厚生労働大臣 殿</p> <p>住 所 _____            金融機関名 _____            代 表 者 _____</p> <p>年3月31日現在の資産査定等の状況について以下のとおり報告します。</p> <p>[表略]</p> <p>(記載上の注意)            [略]</p> <p><u>(備考)</u>            労働金庫法（昭和28年法律第227号）第94条第1項において準用する銀行法（昭和56年法律第59号）第24条第1項の規定による報告又は資料の提出をしたときは、当該報告又は資料の提出をもって、本様式による資産査定等報告書の作成及び提出に代えることができる。</p>	<p>別紙様式（法第6条第1項）            （日本産業規格A4）            資産査定等報告書            [ 年3月末現在]            年 月 日</p> <p>内閣総理大臣 殿            厚生労働大臣 殿</p> <p>住 所 _____            金融機関名 _____            代 表 者 _____</p> <p>年3月31日現在の資産査定等の状況について以下のとおり報告します。</p> <p>[同左]</p> <p>(記載上の注意)            [同左]</p> <p>[加える。]</p>
<p><u>備考</u> 表中の [ ] の記載は対記である。</p>	